

# 令和6年度 事務事業評価シート（1）

## [ 令和5年度事務事業 ]

一般会計					事務事業分類	A 一般事務事業
事務事業名	計量器検査事業				事業番号	007-003
担当部署名	市民人権	局	市民生活	部	消費生活センター	課

### I. 基本情報

事業の位置付け											
1	堺市基本 計画 2025	施策 との 関連	有・無	戦略	—	施策					
		無	取組の方向性		—						
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—						
		無	現状値	—	目標値	—					
		施策 との 関連	有・無	ゴール	—	ターゲット					
	堺市SDGs 未来都市 計画	無	取組		—						
		寄与 する KPI	有・無	指標名	—						
		無	現状値	—	目標値	—					
2	関連計画	—									
3	事業開始年度	昭和 47 年度		点検対象年度	令和 7 年度						
4	実施根拠 (根拠法令、条例等)	計量法、消費者基本法、消費者安全法、堺市消費生活条例 等									
事業の概要											
5	事業の実施主体 (実施主体となる団体等)	出先機関（消費生活センター）									
6	事業の対象 (対象とする人や物、対象数)	全市民の購入商品			対象数	単位					
					813,153	人					
7	事業の目的 (事業実施によりめざす状態)	消費者が内容量の表記されている商品を購入するに当たり不利益を受けないよう、計量の適正化に係る事業を実施し、安全・安心な消費生活の実現を図る。									
8	事業内容 (目的を達成するための手段)  ※スケジュール、実施方法・手段、事業規模・回数など  ※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量器定期検査 事業者が取引及び証明に用いる計量器は2年度毎に定期検査を受検しなければならないため、一般社団法人大阪府計量協会に委託し、偶数年度は集合検査（小型はかり）、奇数年度は所在場所検査（大型はかり）を実施。</li> <li>・商品量目立入検査 年3回、百貨店やスーパーなど量販店を対象に、事業所内で計量、包装、値付された商品の実量（正味量）を計量し、表示量に誤りがないか検査を実施。</li> <li>・内容量表記商品試買検査 密封された内容量表記商品を購入し、量目検査を実施。</li> <li>・計量意識の普及啓発 消費者が計量士の役割を体験する「一日計量士」事業における量目検査や、市民から選出されたくらしのサポーターによる量目調査等により、普及啓発を実施。</li> </ul>									
9	主な支出先（委託・補助金・負担金等）	一般社団法人大阪府計量協会									
10	公民連携・協働事業	くらしのサポーターとの協働									
II. 事業目的の達成状況											
事業の成果や活動実績の測定											
11	商品量目の不適正率（立入検査）	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位	実績		目標					
				令和4年度	令和5年度	令和6年度					
		% 目標値		3	3	3					
				実績値	0.2	0.4					
				達成率	192%	188%					
	当該指標を選定した理由  目標値の設定根拠・算出方法	計量法関係ガイドラインにおいて、不適正率5%を超える事業所は不適正事業所と位置付けられている。 目標値3%をめざすことで、内容量が表記されている商品購入に際し、消費者が不利益を受けないことにつながるため。									
		検査商品数に対する内容量不足商品の割合。量目公差（許容誤差）は政令で定められており、国のガイドラインに基づき、より適正な計量の実施を確保すべく目標値を設定。									
		活動指標(成果を上げるための手段)	単位	実績		目標					
				令和4年度	令和5年度	令和6年度					
				目標値	60	40					
				実績値	38	41					
	当該指標を選定した理由  目標値の設定根拠・算出方法	商品量目立入検査戸数	戸	達成率	63%	103%					
				スーパー・販売店等の事業所へ抜き打ちの計量器検査を一定期間の間隔で実施することで、適正な計量実施の確保につながるため（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3・4年度は一部実施）。							
				市内約120店舗を対象に立入検査を実施。コロナ禍を契機に実施状況の調査・見直しを行い、実施頻度を国の定める標準に合わせ、中元期・歳末期の年2回に変更（2店舗×10日×2回）。							

### II. 事業目的の達成状況

事業の成果や活動実績の測定							
11	商品量目の不適正率（立入検査）	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位	実績		目標	
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		% 目標値		3	3	3	
				実績値	0.2	0.4	
				達成率	192%	188%	
	当該指標を選定した理由  目標値の設定根拠・算出方法	計量法関係ガイドラインにおいて、不適正率5%を超える事業所は不適正事業所と位置付けられている。 目標値3%をめざすことで、内容量が表記されている商品購入に際し、消費者が不利益を受けないことにつながるため。					
		検査商品数に対する内容量不足商品の割合。量目公差（許容誤差）は政令で定められており、国のガイドラインに基づき、より適正な計量の実施を確保すべく目標値を設定。					
		活動指標(成果を上げるための手段)	単位	実績		目標	
				令和4年度	令和5年度	令和6年度	
				目標値	60	40	
	当該指標を選定した理由  目標値の設定根拠・算出方法	商品量目立入検査戸数	戸	実績値	38	41	
				達成率	63%	103%	
				スーパー・販売店等の事業所へ抜き打ちの計量器検査を一定期間の間隔で実施することで、適正な計量実施の確保につながるため（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3・4年度は一部実施）。			
		市内約120店舗を対象に立入検査を実施。コロナ禍を契機に実施状況の調査・見直しを行い、実施頻度を国の定める標準に合わせ、中元期・歳末期の年2回に変更（2店舗×10日×2回）。					

## 令和6年度 事務事業評価シート（2）

事務事業名	計量器検査事業	事業番号	007-003
-------	---------	------	---------

### III. 投入量

#### 事業コスト

※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。 (単位：千円)

13 財 源 内 訳	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度
		決算	決算	当初予算	決算	当初予算
	事業費 (a)	10,633	8,224	12,777	10,996	12,387
国支出金						0
府支出金						0
市債						0
その他 ( )						0
受益者負担金(使用料、手数料等)	2,308	1,427	2,340	2,651	2,114	
一般財源	8,325	6,797	10,437	8,345	10,273	
人件費 (b)	16,400	12,300	12,150	12,150	8,100	
年間経費(c)=(a)+(b)	27,033	20,524	24,927	23,146	20,487	

#### 事業費の内訳

(単位：千円)

16 事 業 費 内 訳	項目	年度		事業費	うち 一般財源	項目	年度		事業費	うち 一般財源
		R5	決算	1,518	1,518		R5	決算	46	46
	会計年度任用職員報酬	R6	予算	2,038	2,038	消耗品費	R6	予算	57	57
	期末勤勉手当(会計年度任用職員)	R5	決算	323	323	通信運搬費	R5	決算	5	5
		R6	予算	494	494		R6	予算	8	8
	費用弁償(通勤費)	R5	決算	112	112	特定計量器定期検査委託料	R5	決算	8,870	6,219
		R6	予算	156	156		R6	予算	9,337	7,223
	謝礼金	R5	決算	39	39	全国特定市計量行政協議会年会費	R5	決算	10	10
		R6	予算	60	60		R6	予算	18	18
	普通旅費	R5	決算	73	73	その他	R5	決算	0	0
		R6	予算	209	209		R6	予算	10	10

### IV. 事業の効率性

#### 単位当たり経費

17	区分	単位		令和4年度	令和5年度
		①	商品の検査個数	個	2,009
		②	上記①にかかる年間経費	千円	1,198
	③	単位当たり経費(②÷①×1,000円)	円/単位	596	580
備考(算出についての説明等)		②人件費の合計×対応日数／年間勤務日数			

### V. 評価

#### 費用対効果に係る所見

18	商品量目立入検査について、実施戸数を増加させたことで、より多くの店舗や商品に対する検査機会を確保した。
	検査の実施戸数及び商品の検査個数が増加した結果、単位当たり経費の圧縮にも寄与しており、事業目的を効率的に達成できたものと考えられる。

#### KPI等への寄与(基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか)

19	計量器の定期検査について、業務委託により受託事業者が有する専門的知見や技能を有効に活用し、効率的に実施している。また、定期検査の実施により事業者の適正な計量意識の向上が図られ、市場における不適正な計量器の排除や適正な計量器の普及につながっている。
	計量器の定期検査や先述した商品量目立入検査等の計量器検査事業の推進は、消費者が不利益を受けないようにするために必要不可欠な取組であり、安全・安心な消費生活の実現に寄与したものと評価できる。